

(4) 負債整理資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門					摘要
						酪農	肉牛	養豚	養鶏	他	
農業経営負担軽減支援資金	0.30	一般 10 特認 15	3	営農負債額	営農負債の借換え(制度資金については、貸付利率が5%を超えるものを対象)	○	○	○	○	○	
大家畜特別支援資金											
・経営改善資金	0.30	一般 15 特認 25 残借 25	3 5 5	都道府県知事の承認額	大家畜経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え	○	○				融通期間 平成30～34年度
・経営継承資金	0.30	25	5		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え						
養豚特別支援資金											
・経営改善資金	0.30	一般 7 特認 15 残借 15	3 5 5	都道府県知事の承認額	養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え			○			融通期間 平成30～34年度
・経営継承資金	0.30	15	5		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え						

注1 農業経営負担軽減支援資金については、東日本大震災の被害を受けた者(原発被災者を除く。)に対し、無利子(最長18年間)・無担保・無保証人での貸付けが可能。さらに償還期限(据置期間)についても3年延長。

注2 大家畜特別支援金及び養豚特別支援金については、平成29年11月から平成30年3月までの間の数度にわたる大雪の被害を受けた経営体に対して、通常の貸付日に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通。

(5) 償還負担軽減対策

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門					摘要
						酪農	肉牛	養豚	養鶏	他	
畜産経営体質強化支援資金	0.35	酪農及び肉用牛 25 養豚 15	5 5	都道府県知事の承認額	畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者の経営改善を支援するための一括借換え	○	○	○			

(6) その他の資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	対象家畜伝染病	摘要
家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金)	0.800	5	2	(一般)個人 2,000万円以内 法人 8,000万円以内 (特認)飼養頭数等を勘案して経営体毎に貸付額を判断	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者 ※特認の設定は今回の口蹄疫発生に伴う特例措置	・伝達性海綿状脳症 (T S E) ・高病原性鳥インフルエンザ ・豚コレラ ・口蹄疫	融通期間 平成34年3 月ま で
家畜疾病経営維持資金 (経営継続資金)	0.800	3	1	1頭(100羽)あたり 乳用牛130千円 肥育用牛130千円 繁殖用雌牛65千円	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営維持が困難となった者	・伝達性海綿状脳症 (T S E) ・高病原性鳥インフルエンザ ・豚コレラ ・口蹄疫	
家畜疾病経営維持資金 (経営維持資金)	0.800	3	1	肥育豚13千円 繁殖雌豚26千円 家きん52千円 繁殖用めん山羊13千円	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者(直近1カ月の平均販売単価が前年度を含む連続する過去5年間の同月と比較して概ね2割以上低下していること等に該当する者)	・高病原性鳥インフルエンザ	